

## 韓国の大学教育改革 - ミニ大学を中心として -

朴 孟洙  
靈山圓仏教大学

### Reform of universities in Korea and miniuniversities

Park Maeng-Su \*

Professor, Yongsanwong Buddhist University, Korea

*Abstract* Reform of University in Korea is introduced as follows:

- 1) Characteristics of the university reform in Korea
  1. Period from government controlled universities to autonomous universities
  2. Period from major university to specialized college
  3. Period from universities controlled by laws to universities supported financially
  4. Period from Korean universities to universities of international cooperation
- 2) Establishment of autonomous universities and miniuniversities
  1. Establishment of universities under laws
  2. Specialized college establishment boom
  3. Appearance of miniuniversities
- 3) Miniuniversities and reform of higher education

#### 1. 序言：韓国の大学改革の前提条件

韓国の大学は、いま大事な転換期を迎えている<sup>(注1)</sup>。韓国の大学をめぐる諸般の環境が急変しているからである。韓国の大学の直面している転換期的な変化現象に対しては多様に説明することができる。しかし、この論文においては二つの現象のみを指摘するにとどめる。

第1に、大学に入学する志願者数が顕著に減少していることである。統計によると(表1参照)、2000年を基点として大学に入学する志願者数が徐々に減少して、2003年には大学の入学定員より志願者数ももっと少なくなると予測されている。そのような現

象は、年をおうにつれて深刻化して2006年には入学定員より志願者数が約8万1千人少なくなるものと予想される。このように大学に入学する志願者数の減少は必然的に韓国のすべての大学設立経営者らに危機意識を呼びおこして大学改革を促進する役割をはたしている。

第2は、1945年以後、約50年間持続されてきた政府教育部<sup>(注2)</sup>の大学教育政策が全面的に改革されている点である。大学教育に関する改革政策は、大統領諮問機構の“教育改革委員会”で研究、検討した内容が中心になっている<sup>(注3)</sup>。現在韓国の教育部が推進している大学教育についての改革政策の核心は“大学の多様化と特性化”である。現在、教育部によって推進中の大学教育に関する改革政策の内容は次の表

\* ) Correspondence: YongsanWon Buddhist University, Gilyongri, Paeksuup, Yongkwang County, Chonnam Province 513-900, KOREA

2の通りである。

教育部は特に“大学の多様化と特性化”という改革政策を推進しながら、従来の統制政策の代わりに大学評価制を導入した。そして評価結果を通じて大学に対する行・財政支援を差別化するという政策を推進している。つまり、教育部の大学教育の改革政策に沿って自律的に大学自体の教育改革を成功的に推進する大学に対してさらに多くの行・財政支援をしようとするのである。このような政府教育部による大学教育の改革政策がいまの韓国のすべての大学の改革を推進している。

以上のように、いまの韓国の大学改革においては、大学志願者数の減少現象と政府教育部による大学教育の改革政策の二つが、韓国の大学に自律的改革を推進する条件として作用している。

表1 韓国の大学入学定員及び入学志願者数推計(1997-2006年)

		単位：千人							
年度	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2006	
入学定員	566	592	61	640	654	668	682	696	
入学志願者数	824	851	887	924	914	832	665	615	
不合格者数	258	259	271	284	260	164	-17	-81	

備考：1. 大学は4年制大学，教育大学，産業（開放）大学，専門大学を全部含む。

2. 入学定員は，4年制大学が1998-2003年まで毎年12,000人増員，産業(開放)大学は1997年以後毎年2,000人増員，専門大学は1997-1998年まで30,215人増員，1999-2000年までは年間10,000人を増員して，2001年以後凍結，教育大学は，1997年以後定員を凍結することを仮定したときの推定値である。

表2 大学の多様化と特性化政策

	政策課題	所管室，局	施行目標年度
1	大学の多様化と特性化	高等教育室	1995
2	単設専門大学院の設置	高等教育室	1996
3	大学設立準則主義の導入	高等教育室	1996
4	大学の定員自律化	高等教育室	1997
5	研究の世界化	教育政策企画局	1996

## 2. 韓国における大学改革の特徴

韓国の大学は、いま大学改革を競争的に推進している。たとえ大学をめぐる外部環境の変化によって強要された側面が強いとしても、大学の質的な成長を追求しようとする点で肯定的な側面が多い。即ち、現在推進されている韓国の大学改革は、1945年以来

約50年間にわたって量的な成長<sup>(注4)</sup>を主として発展してきた韓国の大学を質的な成長の方向に転換させている点から非常に肯定的である。韓国の大学改革の特徴を四つに要約する。

2.1 自律化：政府統制時代から大学自律の時代に  
現在の韓国の大学改革の一番大きな特徴は“自律

化”である。韓国は1990年代以前まで全般的で権威主義的な政府による統制が多かった国であった。しかし、1990年代に入って権威主義的な政府は、民主的な政府に変わって、社会の民主化と自律化が急速に進行した。社会の民主化と自律化とともに大学の民主化と自律化もなされた。そして政府の教育部は長い期間、大学を統制してきた古い法令を改正ある

いは廃止し、自律的な新しい法令を制定して施行することになった。新しい法令は大学の自律化を保障する内容が中心をなしている。特に1995年以後の大学の自律化を促進する法令によって新しく行われはじめた大学教育自律化の政策を整理すると次の表3の通りである。

表3 大学の自律化を促進する新しい大学教育政策

	改革政策内容	施行年度
1	大学の定員自律化	1997
2	大学入学制度の改善及び自律化	1997
3	学校の転, 編入学機会拡大	1996
4	最小専攻認定単位制の導入	1996
5	高等教育法の制定	1998
6	私学の自治力量提高	1997
7	教育規制緩和委員会の設置運営	1995
8	大学評価及び財政支援連繫強化	1996

2.2 特性化と多様化の追求:総合大学時代から小規模特性化大学の時代に

1990年代まで韓国の大学は、すべて総合大学として成長する方法のみ追求してきたといっても過言ではない。その結果、従来特性が強かった宗教系大学まですべて総合大学化することになり特性化された大学が大部分消えてしまった。しかしこれからは特性がない総合大学よりは特性化された小規模大学が有

利なはずであるという展望が出てくる。そして政府は、大学の特性化及び多様化のために大学の類型を表4のような4つの類型で提示して大学改革を通じての特性化を促進している。

1996年7月に新たに公布された「大学設立, 運営規程」<sup>(注5)</sup>は大学設立に必要な最小基準のみを設定することによって小規模特性化大学の設立を積極的に勧奨している。

表4 大学の特性化, 多様化のための4つの類型

類型	特性化, 多様化の内容
1型	学部中心の職業指向大学
2型	大学院中心の職業指向大学
3型	学部中心の学問指向大学
4型	大学院中心の学問指向大学

2.3 評価と 財政支援との連繫強化:法令による規制から評価を通じての財政支援に

上述のように韓国の大学は、政府教育部の自律化政策による大学改革を自律的に推進している。これに対して政府は、各種の評価制度を導入して大学の

自律的な改革に対する評価をしていて、その評価結果を該当の大学に対する行政的、財政的支援と連繫させている。いま、韓国で施行している大学に対する評価制度の中から重要な内容だけを列挙すると表5の通りである。

表5 韓国の大学に対する評価制度

評価制度	評価基準及び内容	主管部署
定員自律化対象大学選定	教員確保率等	教育部
大学設立認定制	収益用基本財産確保率等	教育部(大学設立認定委員会)
教育改革優秀大学選定	教育改革推進実績等	教育部
大学評価認定制	教員研究実績等	教育部, 大学教育協議会
教授業績評価制	研究実績等	大学別
講義(授業)評価制	講義(授業)内容	大学別(学生)
教員期間別任用制	研究実績等	大学別

大学に対する評価制度の中には教育部および大学教育協議会が共に評価する“大学評価認定制”をはじめとして、教授業績評価制、教授期間別任用制(任期制)、講義評価制などが含まれている。その中でも教授業績評価制は教授らの研究活動を促進する役割をはたしている。

2.4 大学教育の開放:外国大学との競争時代へ

韓国はWTO協定によって大学教育も開放されて、1998年から外国の大学が韓国に設立されることになった。現在韓国の企業は外国の優秀な大学と協力してその分校を韓国に設立するための準備を急いでいて、来年から一つの道(日本の都道府県に相当する)に一つの外国大学が設立される予定である。

3. 大学設立の自律化政策とミニ大学の設立

3.1 大学設立準則主義の導入

韓国の教育部は、1996年7月に大学設立基準を最小化して特性化された多様な大学の設立を促進する目的で大学設立準則が盛り込まれた「大学設立運営規程」を制定して公布した。

「大学設立運営規程」の中心的内容は、大学設立基準を最小化した設立準則を提示して、その他の事項は、大学が自律的に大学憲章に含めて施行しようとする事である。すなわち、大学設立の最小規模は400人(大学院は100人)を基準とするが、学生定員及び学科数に制限をおかない。校地面積は学生定員1000人以上は校舎の延べ面積の2倍、400人超過は校舎の延べ面積、400人以下は校舎建築面積にして、校舎面積は系列別学生1人当たり面積を適用する(注6)。教員数は系列別教員1人当たり学生数を適用して(注

7)、それ以外の事項は大学が自律的に大学憲章を制定し、公表して実践することにするのである。また、設立認可手続きは、大学設立認定委員会の評価結果によって決められることになった。このような「大学設立運営規程」の施行目的は大学の特性化と多様化にある。

3.2 小規模特性化大学(ミニ大学)設立のブーム

「大学設立運営規程」が初めて施行された1996年に、62校の大学設立計画書が教育部に提出された。1996年末に韓国の4年制大学数が145校であったことと比べると、いまは大学設立のブームが起きているといえる。新たに設立を申請した大学の特徴は、大部分定員200人ないし400人程度の小規模大学である。この中で大学設立認定委員会の評価を受け1997年3月に新たに開校した大学は、18校の大学であった(注8)。特性化された多様な大学の設立を促進しようとした韓国の教育部の政策は一応成功したと評価されている。小規模特性化大学の設立は、1997年にも継続されて現在数十校の大学設立計画書が提出されて大学設立認定委員会が評価をしている。そのようなミニ大学の設立現象は、2000年まで続く予定である。韓国では、いま小さい大学、すなわち小規模の特性化されたミニ大学の設立ブームが一層起きている。

3.3 ミニ大学の出現の意味

韓国ではいま、大学をめぐる諸般の環境が急激に変化するにもかかわらず小規模の特性化された大学の設立ブームが起きている。例えば、大学入学志願者数の減少、大学間の教育改革の競争、政府教育部による大学評価の強化、市民の大学に対する社会的な役割の要求等にもかかわらず、大学設立ブームは、当分

の間続くであろう。このような大学設立ブームの特徴は、小規模の特性化された大学の設立に集中している点である。これは、政府の教育改革の影響のせいであるが、もっと重要な理由は、特性がない定員のみ多い大学の場合、急激な社会変化の中で発展の可能性があるがあまりないと思われることである。

小規模の特性化された大学の出現は、既存の大学、特に総合大学に対して、相当な衝撃を招来すると思われる。小規模大学は定員が少ないため、まず学生募集で総合大学より有利で、また少ない人員を選抜するため比較的優秀な学生を選ぶことができる。特性の強い大学であるため、学生は特性がない総合大学よりは特性のある小規模大学に志願して、自分の素質と適性を生かせるようにする<sup>(注9)</sup>。したがって優秀な学生が小規模特性化大学に志願する可能性が次第に大きくなっていく。既存の総合大学はこのような現象に対応するために大学改革を一層強化して、大学の特性化のために多くの努力をすと思われる。そして特性化された大学、他の大学と差別化された大学をつくるための競争がもっと激しくなると思われる。このような大学間の競争は大学改革を通じて大学の質的な成長のために大事な役割をはたすと期待される。

#### 4. ミニ大学の設立ブームと韓国の大学改革の課題

これまで小規模特性化大学がもっている長所について書いたが、問題点も少なくない。まず小規模特性化大学は、既存の総合大学と比較した場合、大学教育の伝統が非常に短い。また現在推進されている大学の自律化政策に対応できる自律的な力量をある程度持つているかどうか楽観視することもできない。大学をめぐる環境が急激に変化して、大学間の競争が激しくなる外部環境に対する適切な対応能力をもっているか疑問である。したがって新たに設立された小規模特性化大学の発展は必ずしも楽観的とはいえない。

小規模特性化大学が発展するためには、第1に、大学設立主体および大学の構成員が自律的に力量を高めることが一番重要なことである。既存の総合大学が積んできた伝統の中から長所をいかして短所はなくし、先進国の小規模特性化大学の教育伝統をみならう必要がある。もっと具体的には大学の構成員の

力量を高めるための独自研修を強化して、既存の大学との交流、先進国大学との交流を活性化する必要がある。

第2には、大学の特性化をもっと強化するための優秀教員の確保、特性化された教育課程及び教育方法の開発に積極的な投資をしなければならない。大学の特性化は、新たに設立された小規模大学が大学間の競争と急激な社会変化に対して効果的に対応することができる一番大切な武器で、既存の大学の变化と改革を誘導する促進剤になり、究極的には韓国の大学改革を成功に導くことができる鍵になるため、小規模大学は大学の特性化に死活をかけるわけである。

第3には、政府教育部の適切な支援に沿うことである。小規模特性化大学の設立は政府の大学改革政策の中心的内容のひとつである。小規模特性化大学が発展すればするほど既存大学の改革を促進して全大学の改革がなされると思われるからである。したがって政府教育部はまだ大学教育の経験と伝統が短い小規模特性化大学に対して一定期間政策、財政、行政的に適切な支援をする必要がある。小規模特性化大学間の交流、外国大学との交流に対しても積極的な勧奨と支援が必要なわけである。もちろん政府教育部の支援は、小規模特性化大学が主体的に大学の特性化および発展のために最大の努力をするのを前提としているのである。

#### 注

1. 1997年3月現在韓国の4年制大学は161校、2年制あるいは3年制の専門大学は152校ある。4年制大学の学生数は128万7,315人、専門大学の学生数は62万2,697人に至る。この発表文では4年制大学を中心に進行している韓国の大学改革についての内容を紹介することにする。

2. 現在、韓国の高等教育政策を総括的に管掌している部署は“教育部”である。従来“文教部”とよばれてきた教育部の内には高等教育政策を管掌する“高等教育室”が設置されている。高等教育室傘下の大学支援総括科・大学学務科、大学財政科等を中心に大学教育の改革を推進中である。

3. 教育改革は、いま金永三政府の核心的な公約事項の一つであった。金永三大統領は大統領就任直

後の1993年教育改革方案を準備して報告するように指示した。それで1994年大統領諮問機構として発足した“教育改革委員会”は1995年5月31日<世界化, 情報化時代を主導する教育体制樹立のために教育改革方案(第1次教育改革方案)を大統領に報告して以来1996年まで4回にわたって教育改革方案を大統領に報告した。

4. 1996年現在では, 韓国の4年制大学は145校, 専門大学は152校あり, 学生数は4年制大学の学生数が128万7,315人, 専門大学の学生数が64万2,697人に達している。

(「1996年韓国の主要社会指標」参照)

5. 附録-1の資料を参照すること。

6. 「附録-1 大学設立運営規程」の別表4を参照すること。

7. 「附録-1 大学設立運営規程」の別表5を参照すること。

8. 18校の大学中で15校は4年制大学, 3校は学部がいなくて大学院だけある大学院大学である。

9. 実に1997年3月に新に開校した乙支医科大学の場合既存の総合大学の医科大学より競争率が10倍以上高かった。

## 附録-1

大学設立運営規程(大統領令第15,127号, 1996年7月26日公布)

第1条(目的)この令は教育法及び私立学校法の規程に依って大学, 師範大学, 教育大学, 開成大学, 専門大学及びこれに準する各種学校(以下“大学”という)の設立基準と大学を運営するのに必要な施設, 教員及び収益用基本財産等に関して必要な事項を規定することを目的とする。

### 第2条(設立認可基準等)

(1) 教育部長官は大学を設立, 経営しようとする者(以下“設立主体”という)が次の各号の基準を備えて大学設立の認可(国立の場合には開校措置をいう。以下同じ)を申請した時には第3条の規程に依る大学設立審査委員会の審議を経てそれを認可する。

1. 第4条の規程に依る校舎及び第5条の規程に依る校地。
2. 第6条の規程に依る教員の2分の1以上の専任教員(第6条第4項の規程に依る兼任教員を除外した教員を言う)。この場合以外の教員は開校後1年以内に確保しなければならない。

3. 第7条の規程に依る収益用基本財産。

(2) 設立主体は第1項の規程に依って大学設立の認可を申請する前に教育部令が定める所によって大学設立計画書及び第9条の規程に依る大学憲章を教育部長官に提出しなければならない。

(3) 第1項の規程は大学の分校を設立する場合にこれを準用する。

(4) 大学の学科, または学部(以下“学科等”と言う)を増設したり学生定員を増員する場合には, その増設あるいは増員分を含めた全体に対して, この令の規程に依る基準を確保しなければならない。

(5) 第4条の規程に依る校舎及び第5条の規程に依る校地は, 設立主体の所有でなければならず, 校地の中には設立主体外の者が所有する建築物をおくことはできない。ただ特別法に依って設立された政府出資研究機関(以下“研究機関と言う)中, この特別法の規程に依って大学院大学を設立することができる研究機関が国家, 地方自治団体あるいは他の研究機関所有の建築物あるいは土地を使用する場合には, その建築物または土地をこの令に依る校舎あるいは校地とする。

### 第3条(大学設立審査委員会)

(1) 設立主体が第2条第1項の規程に依る設立基準を確保したかの確認等大学設立に関する重要事項を審議するために教育部に大学設立審査委員会(以

下“委員会”という)をおく。

- (2) 委員会は委員長を含め、9人以内の委員で構成し、委員は大学行政について経験豊かな教育界、教育関係団体、産業界その他各界の見解を代表する者の中から教育部長官が委嘱し、その任期は1年であるが再任することができる。
- (3) 委員長は委員の中から互選し、委員会を代表して委員会の業務を総括する。
- (4) 委員長は委員会の会議を召集し、その議長になる。
- (5) 委員会の会議は在籍委員過半数の賛成で議決する。
- (6) 委員会の事務を処理するために委員会に幹事及び書記1人をおくが、幹事及び書記は教育部所属の公務員の中から教育部長官が任命する。
- (7) 委員会の運営費と現地調査経費その他必要な費用は予算の範囲の中からこれを支給することができる。

#### 第4条(校舎)

- (1) 校舎は別表2の区分による。
- (2) 大学は第1項の規程に依る校舎の中から教育、研究活動に適切な教育基本施設及び支援施設を確保しなければならないが、研究施設及び附属施設は、第9条の規程に依る大学憲章が定めるところに依る。ただし、医学、韓医学及び歯医学に関する学科をおく医学系列のある大学の場合には附属施設の中に附属病院を設置しなければならないが、教育に支障のない範囲でほかの病院に委託して実習することができるように措置をした場合にはその限りではない。
- (3) 教育基本施設と支援施設の面積は別表3に依る学生1人当り校舎基準面積に編制完成年度を基準とする系列別学生定員をかけて合算した面積以上とする。この場合、系列別学生定員を合わせた学生定員400人(大学院大学の場合100人(未満の場合にはその定員を40人(大学院大学の場合100人)とするが、系列別に学生定員を換算する方法は、教育部令で定める。
- (4) 第3項の規程に依る系列別学生定員の算定において、同一の学科または学部に昼間と夜間課程を共に運営する場合にはその中の学生定員が多い課程の学生定員を合わせた定員を基準とする。この場合、夜間課程の学生を算定するのにおいては夜間

授業大学院の学生定員を除外する。

#### 第5条(校地)

- (1) 校地は教育、研究活動に支障がない適当な所に、別表4に依る基準面積を確保しなければならない。この場合同一の大学の校地が分離している場合は各校地別に受容する学生定員に該当する基準面積を各々確保しなければならない。校地が道路、河川等でやむをえず分離しているが隣接している場合にはその限りではない。
- (2) 第1項において“校地”とは農場、演習林、飼育場、牧場、養殖場、漁場及び薬草園等実習地を除外した学校構内のすべての用地をいう。

#### 第6条(教員)

- (1) 大学(教育大学を除外する)は編制完成年度を基準とした系列別学生定員の別表5に依る教員1人当り学生数で割った数の教員(助教を除外する。以下同じ)を確保しなければならない。この場合、系列別学生定員を合わせた学生定員が200人(大学院大学の場合、100人)未満の場合にはその定員を200人(大学院大学の場合100人)とするが、系列別に学生定員を換算する方法は教育部令で定める。
- (2) 第1項の規程に依って確保しなければならない教員を算定する場合の系列別学生定員は次の各号の1の学生数をいう。
  1. 大学院がない大学: 大学の学生定員
  2. 大学院がある大学: 学士課程の学生定員に大学院学生定員の1.5倍を合わせた学生数
  3. 大学院大学: 大学院学生定員の2倍の学生数
- (3) 教育大学は2学級までは学級ごと教員4人を確保しなければならないが、2学級を超過する場合には1学級を増加するごとに2人以上の教員を確保しなければならない。
- (4) 第1項の規程に依る教員は、教育法別表3の規程に依る大学教員資格基準に該当する者で関係分野の専門知識がある者で兼任させることができ、その兼任できる者(以下“兼任教員”と言うは第1項の規程に依って確保しなければならない教員中大学(開放大学、専門大学及びこれに準ずる各種学校を除外する)の場合にはその定員の5分の1、開放大学、専門大学及びこれに準ずる各種学校の場

合にはこの定員の2分の1の範囲内で各々これをおくことができる。この場合兼任教員を算定する基準は教育部令で定める。

第7条(収益用基本財産)

- (1) 学校法人は大学の年間学校会計運営収益の総額に該当する価額の収益用基本財産を確保しなければならない。
- (2) 第1項の規程に依る年間学校会計運営収益総額に該当する価額の収益用基本財産はその総額の5%以上に該当する額の年間所得があるものでなければならない。
- (3) 第1項の規程に依る収益用基本財産中、不動産の価額は地価公示及び土地等の評価に関する法律に依る個別公示地価、鑑定評価法人の鑑定評価価格または地方税法に依る時価標準額中、学校法人が定めたものとする。
- (4) 第1項の規程に依る学校会計運用収益の範囲は、教育部令で定める。

第8条(大学運営経費の負担)

- (1) 学校法人はこれが設立、運営する大学に対して毎年収益用基本財産から生じた所得の100分の80以上に該当する価額を大学経営に必要な経費に充当しなければならない。
- (2) 第1項の規程に依る所得の範囲は教育部令で定める。

第9条(大学憲章の制定及び公表) 大学を設立、経営する者は大学の建学理念、教育プログラム等学事運営計画、教職員人事行政、財政運用方案と教育、研究用施設設備確保計画、教職員及び学生の福祉厚生、学生指導と大学の長期発展計画等を含む大学憲章を制定して教育部長官に提出し、これを公表しなければならない。

第10条(基準等の充足合否に対する評価)

- (1) 教育部長官は大学を設立、経営する者及び大学に対してこの令に依る基準または義務負担を充足するかの合否に対する評価をしなければならない。
- (2) 教育部長官は第1項の規程に依る評価結果を該当大学を設立、経営する者及び大学対する学科等の増設、学生定員の増員、学生の募集、行政及び財政支援政策にこれを反映しなければならない。

第11条(報告) 大学を設立、経営する者、及び大学の長は教育部長官が定めるところにより毎年3月1日現在の施設、教員及び収益用基本財産等の保有現況を3月31日まで教育部長官に報告しなければならない。

附則

第1条(施行日) この令は公布した日から施行する。

第2条(他の法令の廃止) 大学設置基準令及び専門大学設置基準令はこれを各々廃止する。

第3条(既存の学校法人及び大学に関する経過措置) この令施行当時設立された学校法人及び大学に対してはこの令の規程を適用する。ただし、この令の規程に依る基準中、教員及び収益用基本財産に関しては従来の大学設置基準令、専門大学設置基準令、開放大学設置運営規程及び学校法人の学校経営財産基準令(以下“大学設置基準令等”という)の教員及び収益用基本財産に関する規程を適用するが、第10条の規程を施行する場合には第6条及び第7条の規程を適用する。

第4条(校地基準の減縮に関する経過措置)

- (1) 教育部長官はこの令施行当時設立された学校法人が都市計画と建築関係法令等の事由によって第5条の規程に依る校地の基準面積を確保できないと認めた場合には、その基準面積の3分の1の範囲内でこれを減縮することができる。
- (2) 第1項の規程に依って基準減縮措置を受ける大学は学科等の増設または学生定員の増員ができない。

第5条(設立認可基準等に関する経過措置)

- (1) この令施行当時従来設立認可基準に依って大学設立計画承認をうけ、大学設立認可をうけない設立主体に対しては従来大学設置基準令等の規程に依る。
- (2) 第1項の規程に依って従来大学設置基準令等が適用される設立主体に対しては附則第3条の規程を準用する。



第6条(他の法令の改正)

(1) 教育法施行令中、次のように改正する。

第45条第1項を削除し、同条第2項を次のようにし、同条第3項を削除し同条第4項を次のようにし、同条第5項中“第1項ないし第4項の”を“教員の”とする。

(2) 大学、師範大学及び教育大学の教員(助教を除外する)の教授時間は1人当り毎週9時間を基準とする。

(3) 大学及び師範大学の農、工、医、獣医、水産、物理、化学、生物、地質、天文気象、家庭等の自然科学系各学科においては教授及び副教授各1人に対して各1人以上を、其他の学科または学部(以下“学科等”と言う)においては学科等当り1人以上を、教育大学には2学級当たり1人以上を基準に助教をおく。

第46条第1項中“第45条第1項と第3項の学校の”を“大学、師範大学及び教育大学の”とする。  
第47条を次のようにする。

第47条(教員)

(1) 専門大学には学科当り1人以上の助教をおかなければならない。ただし、学科学生定員160人を超過する場合には2人以上をおかなければならない。

(2) 専門大学の教員(助教を除外する)の教授時間は1人当り毎週9時間を基準とする。

(3) 専門大学の附属研究施設と附属実習施設に

は教員の定員外に必要な数の教員をおくことができる。

第48条中“超過する場合の定員基準に関しては大統領令で定める”を“超過する時にはこの超過する100人につき1人を加える”とする。

第114条の2第2項及び第3項を各々削除する。

(2) 開放大学設置運営規程中次のように改正する。  
第2条を次のようにする。

第2条(教員)

(1) 開放大学には学科当り1人以上の助教をおかなければならない。ただし、学科当り学生定員が160人を超過する場合には2人以上をおかなければならない。

(2) 開放大学の附属研究施設及び附属実習施設には教員の定員外に必要な数の教員をおくことができる。

第2条の2、第2条の3、第4条及び第5条を各々削除する。

第16条中“第45条、第46条”を“第45条(第2項を除外する)、第46条第2項及び第3項”とする。

(3) 学校法人の学校経営財産基準令中次のように改正する。

第1条中“私立学校の”を“私立学校(高等学校以下の各級学校をいう以下同じ)の”とする。

別表1 系列別区分(第2条第6項関係)

大系列	含まれる小系列
人文, 社会系列	語学, 文学, 社会及び神学等
自然科学系列	理学, 海洋, 農学, 水産, 看護, 保健, 薬学及び韓薬学等
工学系列	工学等
芸, 体能系列	音楽, 美術, 体育及び舞踊等
医学系列	医学・歯医学・韓医学及び獣医学等

別表2 校舎施設の区分(第4条第1項関係)

校舎施設	区分
教育基本施設	講義室, 実験実習室, 教授研究室, 行政室(大学本部を除外)及びその附帯施設とする
支援施設	図書館, 学生会館, 大学本部, 体育館, 講堂, 電子計算所及びその附帯施設とし, 図書館には次の各号の施設をおかなければならない 1. 閲覧室, 定期刊行物室, 参考図書閲覧室, 書庫及び事務室 2. 閲覧室には学生定員(第5条第4項に定める学生定員をいう)の20%以上を収容できる座席
研究施設	研究用実験室, 大学院研究室, 大学附設研究所及びその附帯施設とする
附属施設	共通 博物館, 学生寄宿舎及び附属学校
	農学系列 農学に関する学科 農場・農場建物及び農場加工場
	畜産学に関する学科 飼育場または牧場とその附属建物
	林学に関する学科 練習林, 林産加工場
	工学系列 工学に関する学科 工場
	航空学に関する学科 航空機, 格納庫
	水産, 海洋系列
	漁労学, 航海学に関する学科 実習船
	水産製造学に関する学科 水産加工場
	増殖季に関する学科 養殖場または漁場及びその附属建物
	機関学に関する学科 機関工場
	薬学系列 薬学に関する学科 薬草園, 実習薬局
	製薬学に関する学科 製薬実習工場
	医学系列 医学, 韓医学, 歯医学に関する学科 附属病院
	獣医学科 動物病院

\* 備考: 専門大学及びこれに準する各種学校の場合には支援施設に実習工場が含まれる。

別表3 校舎(教育基本施設, 支援施設)基準面積(第4条第3項関係) 単位: m<sup>2</sup>

系列別区分	人文, 社会	自然科学	工学	芸, 体能	医学
学生1人当り	12	17	20	19	20
校舎基準面積					

\*備考: 専門大学及びこれに準ずる各種学校の場合には校舎基準面積の10分の7に該当するものとする

別表4 校地基準面積(第5条第1項関係) 単位: m<sup>2</sup>

学生定員	400人以下	400人超過-1,000人未満	1,000人以上
面積	校舎建築面積以上	校舎基準面積以上	校舎基準面積の2倍以上

\*備考: 1.“学生定員”は編制完成年度を基準とした学生定員をいう。  
2.“建築面積”は建築法施行令第119条第1項第2号の建築面積をいう。

別表5 教員算出基準(第6条第1項関係) 単位: m<sup>2</sup>

系列別	人文, 社会	自然科学	工学	芸, 体能	医学
教員1人当り学生数	25	20	20	20	8

\*備考: 1.“学生定員”は編制完成年度を基準とした学生定員をいう。  
2.“建築面積”は建築法施行令第119条第1項第2号の建築面積をいう。